

各 位

「経営者保証ガイドライン」にかかる当組合の取組み方針

山形農業協同組合は今後、「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客様と保証契約を締結する場合また保証人のお客様が本ガイドラインの則した保証債務の整理を求められた場合は、本ガイドラインに基づき、経営者保証に依存しない融資に誠実に対応するよう努めてまいります。

※本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照下さい。

- ・全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>)
- ・日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

【保証契約の必要性の判断要件】

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切に財務情報が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

ガイドラインを踏まえたＪＡ内の体制

経営者保証にかかるご説明内容等

経営者保証に代替する手法

経営者保証を不要・解除した事例

経営者保証ガイドラインの活用状況

以 上



山形農業協同組合

ガイドラインを踏まえたJA内での体制

当JAでは、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた融資業務を実施するための、体制整備を行っております。

お客さま

- ・ 融資のご相談・申込
- ・ 既存保証の変更・解除のお申出
- ・ 保証債務整理のお申出



JAやまがた

- ・ 経営者保証ガイドラインのご説明
- ・ ガイドラインを踏まえた、保証の必要性要否にかかるご説明
- ・ 融資審査

経営者保証にかかるご説明内容等

当JAでは、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、お客さまに対して経営者保証に関するご説明を実施いたします。

保証契約締結の必要性の検討

【必要性検討のポイント】

1. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
2. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
3. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
4. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
5. 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

適切な保証金額

主に以下の観点を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めております。

- ・ 資産及び収入の状況、融資額
- ・ 信用状況、物的担保等の設定状況
- ・ 適時適切な情報開示姿勢等

経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

経営者保証に代替する手法

当JAでは、経営者保証に代替する手法として以下の取扱いを行っております。

ABL対応型 商品	資金名	商品概要
	アグリマイティー資金	担保：必要に応じ担保をいただきます。

経営者保証を不要・解除した事例

当JAでは、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要もしくは解除した以下のような事例がございます。

事 例

・ 事例概要

アグリマイティー資金

・ 経営者保証を不要と判断した理由

- ・ 法人から経営者に対し、事実上の必要性が認められていない貸付がおこなわれていない。
- ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断し得る。

経営者保証ガイドラインの活用状況

当JAでは、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき融資審査を実施しておりますが、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は以下のとおりとなっております。

○「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

(単位:件、%)						
	2023年4月 ～2023年9月末	2023年10月 ～2024年3月末	2024年4月 ～2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月末	2025年4月 ～2025年9月末	2025年10月 ～2025年3月末
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)						
経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を 活用した件数						
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を 活用した件数						
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数						
保証契約を解除した件数						
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新 経営者との保証契約を締結しなかった件数						
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、 新経営者との保証契約を締結した件数						
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営 者との保証契約は締結しなかった件数						
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との 保証契約を締結した件数						
新規融資件数						
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!